

平成30年4月から市町村で運営している国民健康保険制度は「市町村ごとの運営から府域での運営」に変わります

●市町村において運営している国民健康保険制度(以下、「国保」という。)は、現在、市町村それぞれが保険者となっていますが、平成30年4月からは、府と市町村が共同保険者となります。(国民健康保険組合の運営は従来と同じです。)

Q 何が変わるの？

A 府と市町村が共同保険者となるに伴い、被保険者証の様式や高額療養費の多数回該当の算定方法などが変更となります。

Q 何が変わらないの？

A 医療機関へのかかり方は、これまでと変わりません。
市町村は、引き続き住民の身近な窓口としての業務を担います。

- ・国保への加入や脱退の届出は、市町村窓口で行います。
- ・被保険者証は、市町村から交付されます。
- ・高額療養費等の申請は、市町村窓口で行います。
- ・特定健診や特定保健指導などの保健事業は、市町村が実施します。(※平成30年度からの第3期特定健康診査等実施計画における見直しの内容に加えて、府ではさらに、血清クレアチニン検査(eGFR)と尿酸検査を基本的な項目として全員に実施します。)

被保険者証の様式が変わります

<現行(省令様式)>

国民健康保険 被保険者証	有効期限	年 月 日
記号	番号	
氏名	性別	
生年月日	年 月 日	
資格取得年月日	年 月 日	
交付年月日	年 月 日	
世帯主氏名 住所	都道府県 番号	保険者別 番号
		検証 番号
保険者番号	←→	
保険者名		印

<新様式(平成30年度以降の一斉更新から変わります)>

大阪府 国民健康保険 被保険者証	有効期限	年 月 日
	記号	番号
氏名		性別
生年月日	年 月 日	
適用開始年月日	年 月 日	
交付年月日	年 月 日	(交付年月日前有効)
世帯主氏名 住所	都道府県 番号	市町村 番号
		検証 番号
保険者番号	○○○○○○	交付者名
	○○区	電話
		印

市町村印

- 新しい被保険者証には、居住地の都道府県名が表記されるようになります。
- 被保険者証の一斉更新時には、交付年月日前有効の文言を表記します。
- 新制度施行当初は、被保険者証の有効期限が満了するまでの間、現行の様式を使用できます。

高額療養費の多数回該当に係る該当回数が通算されます

- これまでは他市町村へ住所異動した場合、改めて1回目からカウントされていました。平成30年度以降は、府内の住所異動で世帯の継続性が保たれていれば、平成30年4月以降の療養において発生した前住所地の高額療養費の多数回該当の回数が通算されます。

<現行(平成30年3月まで)>

平成28年度					平成29年度						
11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
○			○		○	●			○		○

多数回該当 (4月目) → 府内市町村間住所異動 → 多数回非該当 (1月目及び2月目)

<新制度施行後(平成30年4月から)>

平成29年度				平成30年度							
11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
○			●		●	●			○		●

多数回該当 (4月目) → 多数回該当 (5月目・6月目) → 府内市町村間住所異動 → 多数回該当 (4月目)

わからないことがあれば、お問合せください。

国民健康保険の窓口は、平成30年4月以降も引き続き市町村です。